

区立学校の適正配置について（答申）

平成28年6月10日付け28練教教第10095号および令和5年7月31日付け5練教教第10170号により、諮問のあった「区立学校の適正配置」について、「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」を開催し、区立小・中学校の適正規模に関すること、適正配置の方針および計画に関すること、学校施設の改修・改築に関すること、今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関することについて、これまで審議を重ねてきたところです。

検討の結果、下記のとおり答申します。

令和5年 月 日

練馬区教育委員会

教 育 長 堀 和 夫 様

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会

委 員 長	三浦	康彰
副委員長	枝村	聡
委 員	和田	清美
委 員	小林	三保
委 員	石神	徹
委 員	関根	幸男
委 員	田邊	克宣
委 員	木原	賢三
委 員	篠原	直子
委 員	櫻井	和之
委 員	杉山	賢司
委 員	柴宮	深
委 員	山本	浩司
委 員	風間	浩也

1 審議スケジュール

	開催日	主な議題
1	平成 28 年 6 月 10 日	○ 練馬区政の方向性 ○ 練馬区におけるこれまでの適正配置の取組 ○ 練馬区における適正配置等に関する課題の確認
2	平成 28 年 6 月 17 日	○ 適正規模のあり方の検討 ○ 過大規模校の対応の検討
3	平成 28 年 7 月 1 日	○ 過大規模校の対応の検討 ○ 過小規模校の対応の検討
4	平成 28 年 7 月 7 日	○ 過小規模校の対応の検討 ○ 過小規模校および過大規模校に関する中間提言
5	平成 28 年 7 月 22 日	○ 過小規模校の対応の検討 ○ 新たな適正規模のあり方、適正配置の進め方
6	平成 28 年 8 月 4 日	○ 過小規模校および過大規模校の今後の対応 ○ 区立学校の適正配置の具体的な進め方の検討
7	平成 28 年 9 月 20 日	○ (仮称)練馬区学校管理基本計画(素案)について ○ 光が丘第四中学校の課題への対応について ○ 旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の課題への対応について
8	平成 28 年 10 月 24 日	○ 練馬区学校施設管理基本計画(素案)について ○ 光が丘第四中学校の対応について
9	平成 28 年 11 月 14 日	○ 練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画 ○ 旭丘・小竹地域における保護者および地域説明会等で寄せられた主な意見等に対する区の考え方
10	平成 28 年 12 月 20 日	○ 今後10年間の改築対象校の表し方 ○ 学校施設管理実施計画の計画期間の考え方 ○ 改築順序の基本的な考え方
11	平成 29 年 1 月 30 日	○ 新たな区立学校の適正配置基本方針
12	平成 30 年 8 月 23 日	○ これまでの検討内容および今後の検討事項 ○ 過大規模校および過小規模校の対応経過(報告)
13	平成 30 年 11 月 7 日	○ 学校施設の改築について ○ 旭丘・小竹地域の課題への対応について
14	平成 30 年 12 月 21 日	○ 学校施設管理実施計画(素案)について ○ 旭丘・小竹地域の課題への対応について
15	令和元年 7 月 8 日	○ 区の適正配置および学校施設管理の考え方・取組について ○ 今後の学校改築の考え方について
16	令和元年 8 月 5 日	○ 今後の児童・生徒数等の推移、望ましい学校規模の考え方 ○ 小中一貫教育の取組について

17	令和元年 8 月 30 日	- 旭丘・小竹地区における（仮称）小中一貫教育校推進委員会の設置について 2 校目の小中一貫教育校の施設について
18	令和元年 11 月 20 日	- 新たな小中一貫教育校の設置に向けた取組について - 学校施設の長寿命化について
19	令和元年 12 月 16 日	- 練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画](素案)について - 新たな小中一貫教育校の開校に向けた今後の検討事項について
20	令和 2 年 3 月 12 日	- 公共施設等総合管理計画[実施計画](案)について - 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置に向けた保護者および地域説明会について
21	令和 2 年 12 月 15 日	これからの学校施設の維持管理について
22	令和 3 年 3 月 （書面開催）	- これからの学校施設の維持管理について - 旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校について
23	令和 4 年 10 月 24 日	- これまでの検討経過と今後の流れ - 練馬区の状況（児童・生徒数の推移、学級数の推移等） - 練馬区の学校改築状況
24	令和 5 年 3 月 13 日	- 練馬区の現状と適正配置の必要性 - 適正配置の考え方（案）
25	令和 5 年 6 月 29 日	- 適正規模・適正配置検討委員会の説明と検討経過 ○新たな適正規模・適正配置の考え方について
26	令和 5 年 8 月 30 日	○区立小・中学校の適正規模の考え方について ○区立小・中学校の通学距離の延長について ○今後の区立幼稚園について
27	令和 5 年 10 月 31 日	○区立学校の適正配置（答申）（案）について ○適正配置基本方針（素案）について ○学校施設管理実施計画（素案）について

2 小・中学校の適正規模に関すること

小学校

国の標準規模を踏まえ、単学級（1学年あたり1学級）を回避し、全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、これまでどおり1学年2～3学級を基本とする12～18学級とすることが適当である。また、学校施設状況（教室数の確保、運動場・体育館の面積など）を勘案し、引き続き19～24学級は許容範囲とすることが適当である。

中学校

国の標準規模と整合性を図るとともに、生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、これまでどおり1学年4～6学級を基本とする12～18学級とすることが適当である。

小中一貫教育校

練馬区小中一貫教育推進方針（平成28年6月）により、引き続き各学年2～3学級程度を基本とする18～27学級とすることが適当である。

国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則第41条および第79条より、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」としている。また、同第79条の3により、義務教育学校の学級数は「18学級以上27学級以下」としている。

3 小・中学校の適正配置の方針および計画に関すること

方針および計画の策定について

現在の「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」は平成17年に作成されたものであり、急速な少子化の進行など、当時とは社会や学校を取り巻く環境は大きく変化している。今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、早急に新たな方針を策定し、具体的な実施計画を定めていくことが必要である。

また、上記に加え、適正配置を行った際の通学距離の延長や、通学区域の変更について、子どもたちの環境の変化を最小限に留め、安全面に配慮した内容にすることが必要である。

なお、方針・計画の策定にあたっては、大江戸線延伸等による一部地域の児童・生徒数の増加を注視するとともに、後述する小・中学校の学校施設の改修・改築と整合の取れた、概ね20年程度を見据えたものとすることが適当である。必要に応じて改築計画と合わせた見直しを概ね5年ごとに検討することが望ましい。

適正配置の方法

ア 過小規模校の適正配置の方法

適正規模を下回る過小規模校は、通学区域の変更、学校の統合・再編

のいずれかの方法により適正規模を確保することが適当である。

統合・再編は、統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法、対象の過小規模校のみを廃止し、近接校の学区域に編入する方法のいずれかの方法が考えられる。

イ 過大規模校の適正配置の方法

適正規模を上回る過大規模校は、通学区域の変更により適正規模を確保することが適当である。また、指定校変更申請による通学区域外からの受け入れを調整することも必要である。

なお、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を維持している学校も統合・再編の対象となることも考えられる。

ただし、地理的条件や周辺校の学校規模により、適正配置が困難な場合は、学校運営に支障がないことを確認した上で、適正規模でなくても学校運営を継続することが必要である。

4 小・中学校の学校施設の改修・改築に関すること

練馬区の学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となる。教育委員会は練馬区学校施設管理基本計画において、築 60 年を目途に長寿命化または改築することとしており、それぞれの学校施設について、早急な判断が求められている。

改築を行う際には、35 人学級編制による学級数の増加等に伴って校舎の建築面積が拡大することに加え、周辺道路の拡幅や、建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約が生じてしまうため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまうといった懸念がある。

運動場面積が縮小し、望ましい教育環境の維持に課題がある学校についても、適正配置の方針および計画の中で検討することが必要である。

5 今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関すること

区立幼稚園は、女性の就業率増加に伴う保育園利用の需要の増加や急速な少子化により園児数が大きく減少している。一方で、障害児の受入れや 3 歳児以降の預け先など一定のニーズも存在している。

今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や 3 年保育など、区立幼稚園のあり方について検討することが必要である。